

## 第九六回

### 参第八号

#### 公職選挙法の一部を改正する法律（案）

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第二百一条ノ二 第二百一条ノ四）」を「（第二百一条ノ二 第二百一条ノ四ノ二）」に、「第二百一条の四（推薦団体の選挙運動の特例）」を「第二百一条の四（推薦団体の選挙運動の特例）  
第二百一条の四の二（参議院全国選出議員の選挙に関する特例）」に改める

第四百二十二条第一項第二号中「、通常葉書 十二万枚」を削る。

第四百二十三条第一項中「左の」を「次の」に、「ものの外」を「もののほか」に改め、同項第五号中「除く外」を「除くほか」に、「ポスター」の下に「（参議院全国選出議員の選挙の場合を除く。）」を加え、同条第十四項中「（参議院全国選出議員の選挙については、同号のポスター）」を削る。

第四百四十四条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「但し」を「ただし」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同条第二項中「（参議院全国選出議員の選挙については、中央選挙管理会又は都道府県の選挙管理委員会）」を削り、同条第三項中「第一項第二号及び第三号」を「第一項第一号及び第二号」に改める。

第四百九十九条第一項中「六回」を「七回」に改める。

第五百十一条第二項中「概ね十回」を「おおむね十回、参議院（全国選出）議員の選挙にあつてはラジオ放送によりおおむね七回」に、「概ね五回」を「おおむね五回」に、「但し」を「ただし」に改める。

第六百六十八条第一項中「参議院地方選出議員」を「参議院議員」に、同条第二項中「六百」を「八百」に改める。

第十四章の二中第二百一条の四の次に次の一条を加える。

（参議院全国選出議員の選挙に関する特例）

第二百一条の四の二 参議院（全国選出）議員の選挙については、第二百二十九条（（選挙運動の期日））の規定にかかわらず、参議院議員の任期満了の日前三箇月に当たる日から当該通常選挙の期日の公示の日の前日まで、政令で定めるところにより、政見放送、経歴放送及び選挙公報による選挙運動をすることができる。

- 2 参議院（全国選出）議員の選挙において公職の候補者となろうとする者が前項の選挙運動をしようとするときは、同項に規定する参議院議員の任期満了の日前三箇月に当たる日から七日以内に、政令で定めるところにより、郵便によることなく、文書でその旨を中央選挙管理会に届け出なければならない。
- 3 前項の届出をしようとする者は、政令で定めるところにより、二百万円又はこれに相当する額面の国債証書を供託しなければならない。

4 前項の規定により供託をした者が、第一項の規定による公示に係る参議院議員の通常選挙における参議院（全国選出）議員の候補者とならなかつたときは、当該供託物は、国庫に帰属する。

5 第二項の規定による届出をした場合における第八十七条（（重複立候補の禁止））の規定の適用については、当該届出をした者は、第一項の規定による公示に係る参議院議員の通常選挙における参議院（全国選出）議員の公職の候補者とみなす。

附則第十九項中「附則第十二項から第十五項」を「附則第十三項から第十六項」に改め、同項を附則第二十項とする。

附則第十八項を附則第十九項とする。

附則第十七項中「附則第十五項」を「附則第十六項」に改め、同項を附則第十八項とする。

附則中第十六項を第十七項とし、第十五項を第十六項とする。

附則第十四項中「附則第十二項」を「附則第十三項」に改め、同項を附則第十五項とする。

附則中第十三項を第十四項とし、第十二項を第十三項とし、同項の前に次の一項を加える。

12 別表第二の規定にかかわらず、当分の間、次の表の上欄に掲げる選挙区において選挙すべき議員の数は、それぞれ当該下欄に掲げる数とする。

北	海	道	六人
宮	城	県	四人
栃	木	県	二人
群	馬	県	二人
埼	玉	県	六人
千	葉	県	六人
東	京	都	十人
神	奈	川	六人
大	阪	府	八人
岡	山	県	二人
熊	本	県	二人
鹿	児	島	二人

#### 附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律による改正後の公職選挙法の規定は、施行後初めて行われる参議院議員の通常選挙の期日の公示の日以後にその期日が公示され、又は告示される選挙（次項に規定する再選挙及び補欠選挙を除く。）について、適用する。
- 3 その期日の公示又は告示の日が前項に規定する日前である選挙並びに当該選挙に係る再選挙及び補欠選挙については、この法律による改正前の公職選挙法の規定は、なおその効力を有する。
- 4 この法律による改正後の公職選挙法の規定により選挙すべき参議院（地方選出）議員

の施行後初めて行われる参議院議員の通常選挙における同法附則第十二項に係る選挙区  
内の議員の定数は、同法による当該選挙区において選挙すべき議員の数の半数とする。

(国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正)

- 5 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第百七十九号)  
の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表中

「一四、五〇」

を

「一九、三三」

に、

「一四、〇〇」

を

「一八、六七」

に、

「一三、八三」

を

「一八、四四」

に、

「一三、三四」

を

「一七、七九」

に、

「一三、〇二」

を

「一七、三六」

に、

「一二、七〇」

を

「一六、九三」

に、

「一二、六六」

を

「一六、八八」

に改める。

## 理 由

昭和五十五年国勢調査人口確定数により参議院地方区の定数配分に議員一人当たり人口で最大五・七二九倍（神奈川県、鳥取県間）の格差を生じ、なお人口と定数との関係にいわゆる逆転現象が、宮城県対福島県、栃木県、群馬県、岡山県、熊本県又は鹿児島県、岐阜県対栃木県、群馬県、岡山県、熊本県又は鹿児島県、埼玉県対兵庫県又は福岡県、千葉県対福岡県、神奈川県対北海道、愛知県、兵庫県又は福岡県、愛知県対北海道、大阪府対北海道の各選挙区間に生じて、議院における民意の適正な反映に対して多大の支障が見られるので、参議院地方区の定数を現行総定数のまま増減是正の措置を講じ、また、参議院全国選出議員の選挙の実情にかんがみ、選挙運動における新聞広告及びラジオによる政見放送の回数を増加し、並びに選挙公報の充実を図るとともに、多大の選挙経費を費している選挙運動のために使用しているタブロイド型のポスター及び通常葉書を廃止し、併せて通常選挙の公示前の一定期間内においてする政見放送、経歴放送及び選挙公報の発行による選挙運動に限り、これを認めることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。